

# 平成27年度に向けて 経営発達支援計画を作成中

経営発達支援計画とは、昨年6月に成立した改正小規模支援法に基づき、商工会が経営改善普及事業の一環として、重点的に地域の小規模事業者を支援する計画を策定し、経済産業大臣の認定を受けて事業を実施するものです。

認定を受けた商工会向けの補助金制度や融資制度等が、平成27年度の概算要求に盛り込まれております。

また、経営発達支援事業は、主に次に掲げる4項目で、小規模事業者の技術の向上、新たな事業の分野の開拓その他の小規模事業者の経営の発達に特に役立つものとなっております。

## 【実施項目】

- ①経営状況の分析  
(強み・弱みを知る)
- ②市場調査支援  
(潜在的顧客を探す)
- ③計画策定・実施支援  
(戦略を作り、実施する)
- ④展示会等の開催  
(新たな販路を見つける)

さらに、認定を受けた商工会は、市町村や地域の金融機関、公的機関等と連携し、地域の小規模事業者を支援します。



小規模基本法では、基本理念に「事業の持続的発展」が明記され、改正小規模支援法には「経営の発達支援」が盛り込まれるなど、商工会に期待される役割が益々大きくなっています。

これらを受け、県内の各商工会では平成27年度中の経営発達支援計画の認定を目指しており、地域の小規模事業者が事業の継続・成長・発展を図ることができるよう支援体制を強化し、今後も地域経済の活性化に貢献してまいります。

# タブレット型パソコンで

# 経営支援を強化

平成27年1月26日、秋田ビューホテルにおいて、全県の商工会長等が集まり、「タブレット型パソコン授与式」が行われました。

法律や条例が整備される中、商工会には地域事業者の持続的発展に貢献するために、事業者に寄り添った「伴走型支援」の強化が求められています。

このことから、県内21商工会の経営指導員及び事務局長にタブレット型パソコンを配備し、ITが苦手な小規模事業者の情報化促進や、より経営戦略に踏み込んだ管理会計の推進を行い、商工会におけるきめ細かい支援体制の充実を図ることを目的として授与します。



式では、全県の経営指導員を代表し

て津谷康介経営指導員（北秋田市商工会）からタブレット型パソコンの活用例について紹介があり、最後に「タブレット型パソコンの多機能性・携帯性を十分に活用し、地域事業者の持続的発展に貢献できるよう、組織を挙げて取り組んでまいります。」という決意表明がありました。

今後、全県の経営指導員及び事務局長は、タブレット型パソコンを活用し、巡回訪問先での経営支援業務の強化を図ってまいります。

## 【訂正とお詫び】

第502号の4ページに掲載いたしました秋の褒章受章者のお名前に誤りがありました。ここに、お詫び申し上げ、訂正させていただきます。

【誤】本間 論 ⇒ 【正】本間 諭